

1 【介護保険に係るテーマ研究】被保険者の住所について

本年度の集団指導実施に当たり、日頃の業務の中で基礎的な事項で、改めて詳細をお伝えする機会がない事項について、「介護保険に係るテーマ研究」として、詳細の説明をする試みをする事といたしました。

本年度のテーマは、「被保険者の住所」です。日頃の業務において、被保険者の住所が話題になることは多々あると思います。「どこに住民票を置いている方なのか」「(当該被保険者が) お子さんの住所に住民票を置いているが、世帯は一緒なのか別なのか」など。そもそも、「住所」の定義が曖昧なままでは、介護保険法への理解も曖昧になってしまうのではないかと思いますので、テーマ研究として深掘りしてみたいと思います。

1-1 被保険者及び住所の定義

被保険者の定義

第1号被保険者：**市町村の区域内に住所を有する**65歳以上の者

第2号被保険者：**市町村の区域内に住所を有する**40歳以上65歳未満の医療保険加入者

介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号 以下、「法」という。）

（被保険者）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）

二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

「市町村の区域内に住所を有する」の「住所」の定義は？

各人の生活の本拠のこと（民法第22条）

住民基本台帳法第4条及び地方自治法第10条にも定めがある。

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）

（住民の住所に関する法令の規定の解釈）

第四条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十条第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

② 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

介護保険の保険者は市町村であり、住民はその介護保険が提供するサービスを受け、保険料負担を分任する。

住民基本台帳法による転入の届出があったときは、介護保険法上の被保険者資格の届出があったものとみなされる。

介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号）

（届出等）

第十二条 第一号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。（中略）

2～4 略

5 **住民基本台帳法**（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで（転入、転居、転出）、第二十五条（世帯変更）、第三十条の四十六（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入）又は第三十条の四十七（住所を有する者が中長期在留者等となつた場合）の規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の三の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項本文の規定による届出があったものとみなす。

6 略

住民基本台帳法の届出

住所を移した場合は、市町村長に対し速やかに住民票の住所変更の届出が必要。

（住民基本台帳法第22条～第24条）

転出届：あらかじめ（転居前に）届出

転入届、転居届：転居をした日から14日以内に届出

正当な理由がなく届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがある。

（住民基本台帳法第52条第2項）

総務省のホームページでも広報されている。

（↓次ページへ）

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、
「正確な住所の届出」が必要です！

- 住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- マイナンバーカードには、最新の住所を記載する必要があります。引越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、必要な手続きを行ってください。
- 「転出届」は、マイナポータルを通じてオンラインで提出できます。



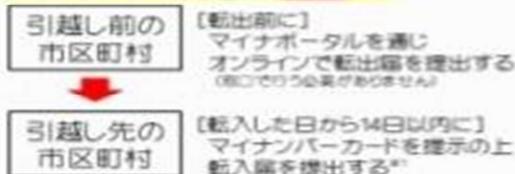
（正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処される場合があります。）



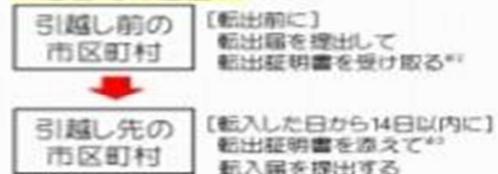
◆住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

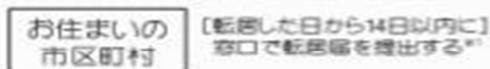
<オンラインでの届出(推奨)>



<窓口での届出>



◎同一の市区町村内で転居する場合



※1 マイナポータル等を通じて、転入（転居）届の届出のために発行済みの連絡ができません。
 ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りはできません。
 ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。



総務省ホームページ「住所の異動届は正しく行われていますか？」より
https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/topics081127.html

また、総務省ホームページには、住民基本台帳を利用して事務処理が行われている業務のひとつとして、介護保険が挙げられている。

総務省ホームページより

「住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付などにより、住民の方々の居住関係を公証するとともに、以下に掲げる事務処理のために利用されています。

- ・選挙人名簿への登録

- ・国民健康保険、後期高齢者医療、**介護保険**、国民年金の被保険者の資格の確認

(以下、略)」

出典：総務省ホームページ「住民基本台帳等」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/gaiyou.html

「正当な理由」とは？

住所変更の届出をしなくてよい、「正当な理由」とは何なのか。

具体的な理由の例は、特に定められていない。

各市町村のホームページ等でも、「正当な理由がなく、転入・転出・転居・世帯変更等の届出を長期間しなかった場合には、5万円以下の過料がかかることがあります」などと掲載しているのみで、「正当な理由」については、掲載していないケースがほとんどである。

例1) 進学や就職などで引っ越しをする場合

これから住む場所が住所(=生活の本拠)となる。

「大学生のひとり暮らしで、実家に定期的に帰省している」などについても、正当な理由として認められている訳ではない。

例2) 持ち家を所有しているが、高齢になり、他市町村に住む子どもの元に身を寄せる場合

高齢になり、子どもの手を借りなければ日常生活を送ることができないのであれば、生活の本拠は子どもの住所に移ったことになると思われる。

持ち家=生活の本拠ではない!

持ち家は資産であり、生活の本拠は場所を示している。

介護保険のサービス提供においては、例2に似たケースに遭遇することが多々あると思われませんが、介護保険サービスを提供している者としては、住所地(=生活の本拠の場所)で介護保険を利用するという原則を忘れないようにしたい。

1-2 住所地特例

住所地特例の根拠

介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号）

第十三条 次に掲げる施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この項及び次項において「住所地特例対象被保険者」という。）であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所等をするにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

一 介護保険施設

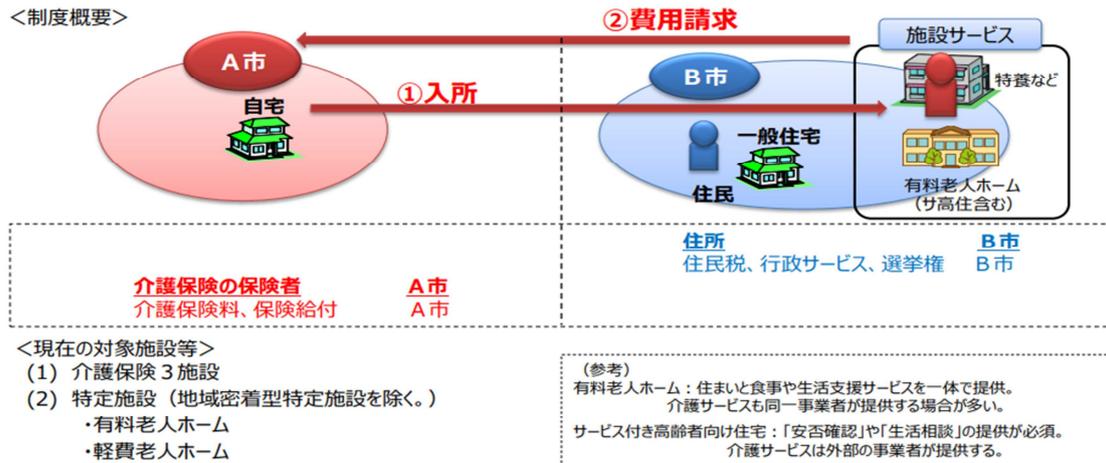
二 特定施設

三 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム

2～3 略

上記の法第13条第1項により、被保険者が、他市町村の住所地特例施設に入所・入居して施設所在地に住所を変更した場合には、現住所（施設所在地）の市町村ではなく、元の住所地の市町村の被保険者になる。≡住所地特例

これは、住所地特例施設の入所者を施設所在地の被保険者とする、施設が多く建設されている市町村の介護保険給付費が増大し、その介護保険財政を圧迫するため、その他の市町村の介護保険給付費と均衡を図るために設けられている制度である。



出典) 住所地特例<参考資料> (令和元年 11 月 14 日厚生労働省老健局社会保障審議会介護保険部会 (第 85 回) 参考資料 3)

※対象施設等について

- (1) 介護保険3施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
(2) 特定施設：平成27年4月1日から、サービス付き高齢者向け住宅である有料老人ホームについても住所地特例の対象となっている。

基本的な事例別の保険者の違い

住所地特例が適用される主な事例は、以下のとおり。

事例	経過		現在	現在の保険者
①自宅から施設入所	住民票 所在	A市 自宅 →	B市 S施設	A市
②自宅から施設入所したが在宅生活に戻った	住民票 所在	A市 自宅 → S施設	B市 → D市 親族宅 (子の自宅など) T施設	A市
③2以上の施設すべてに順次住所を移している	住民票 所在	A市 自宅 → S施設	B市 → C市 T施設	A市
④①と同じだが、住所を施設以外に移した	住民票 所在	A市 自宅 →	B市 親族宅 (子の自宅など) S施設	B市
⑤2以上の施設に継続入所途中で施設以外に住所移動	住民票 所在	A市 自宅 → S施設	B市 親族宅 (子の自宅など) → T施設	C市 B市

①～③については、住民票と被保険者の所在が一致しており、住所地特例制度が正しく適用され、介護給付費が適正に給付される。

④、⑤については、住民票と被保険者の所在が一致していない期間を含んでおり、住所地特例が正しく適用されていないケースとなる。住民票と被保険者の所在が一致すれば、いずれもA市が現在の保険者となる。住所地特例が正しく適用されていない場合、本来介護給付費を給付すべき市町村とは違う市町村で支給されることとなり、介護給付費適正化

の観点からは望ましくないため、ご留意いただきたい。

地域密着型サービスとの関係

住所地特例が適用される被保険者が地域密着型サービスを利用する場合は、サービス種別により利用できる範囲が異なる。

○特定地域密着型サービスの場合（訪問系、通所系）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間対応型訪問介護

地域密着型通所介護

認知症対応型通所介護

小規模多機能型居宅介護

複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

を特定地域密着型サービスという（法第8条第14項）。いわゆる訪問系、通所系のサービスを指し、これらについては住所地特例が適用される被保険者は、特例施設所在地市町村長が指定するサービス事業所を利用することが可能となっている。実際に居住している市町村の訪問系、通所系の地域密着型サービス事業所を利用可能ということになる。

住所地特例が適用される被保険者が、居住している市町村の訪問系、通所系の地域密着型サービスを利用する場合、介護報酬の請求先は当該被保険者の保険者市町村になる。

○特定地域密着型サービス以外の地域密着型サービスの場合（入所系、入居系）

認知症対応型共同生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

が特定地域密着型サービスでない地域密着型サービスとなる。いわゆる入所系、入居系のサービスであるが、これらを利用する場合は、住所地特例の対象とならない。地域密着型サービスは、身近な地域での利用を前提とすることから、特定地域密着型サービス以外のサービス種別については施設所在市町村の被保険者でないと原則利用できない。ただし、認知症対応型グループホームや地域密着型特別養護老人ホームを利用するための転入が著しく増加することを防ぐため、入所系、入居系の地域密着型サービスの利用について、一定の基準を設ける市町村が多い。当市でも基準を設けており、集団指導でも毎年ご説明しているが、今回も続けて地域密着型サービスを利用する際の基準について説明したい。

（↓次ページへ）

1-3 地域密着型サービスを利用する際の取り扱い

転入者等が、土浦市の地域密着型サービス（入所系、入居系のサービス）を利用する場合の基準は以下のとおりとなる。

※資料1「土浦市地域密着型サービス等を利用する際の取扱い」を参照のこと。

施設	取扱い
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム、介護予防も含む)	住民票を土浦市において1年以上経過しないと利用できない。 (※)土浦市と協議が整った場合に例外となるケースあり。

市外に居住されている利用者から、入所、入居の相談があった場合、「転入後、入所可能」と受け取られてしまうようなご説明は絶対にしないようご注意ください。(実際に、「ケアマネージャーから転入後すぐに入所ができる」と言われて契約をしようとしたケースがあり、激しい苦情となりましたので、ご注意をお願いします。)

(※)土浦市に2親等以内の親族がいる場合の転入など、土浦市と協議の上、転入後1年を待たずに入所いただける場合もあります。詳細は資料1をご確認ください。

住所地特例施設入所中の方についても、転入後1年経過時からの利用となります。この場合も、事前に土浦市へ協議が必要となります。

上記については、土浦市公式ホームページにも記載してあります。

<https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page009291.html>